

選挙運動用自動車の使用の契約届出書 (記載例)

令和 8 年 8 月 23 日

安芸市選挙管理委員会委員長 様

※選管への届出日を記載

令和 8 年 8 月 30 日執行

市議会議員

選挙

市長

候補者 安芸 太郎

※(戸籍名)署名または記名押印

次のとおり契約を締結したので、届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和 8 年 8 月 〇日	株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○〇 ○〇 ○○市○○ ××番地	令和 8 年 8 月 23 日～29 日	350,000 円	

2 1に掲げる場合以外の場合

※該当する契約について、記載してください

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
			借入れ 期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ	令和 8 年 8 月 〇日	(株)○○○○レンタカー 代表取締役 ○〇 ○〇 ○○市○○ ××番地	令和 8 年 8 月 23 日～29 日	105,000 円	
運転手の 雇 用	令和 8 年 8 月 〇日	土居 次郎 安芸市○○ ×× 番地	令和 8 年 8 月 23 日～29 日	84,000 円	
燃 料 代	令和 8 年 8 月 〇日	○○石油(株) 代表取締役 ○〇 ○〇 安芸市○○丁目×番×号	令和 8 年 8 月 23 日～29 日	36,750 円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。
なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書 (記載例)

令和 8 年 8 月 23 日

安芸市選挙管理委員会委員長 様

令和 8 年 8 月 30 日執行

市議会議員
市長 選挙

候補者 安芸 太郎

※(戸籍名)署名または記名押印

次の選挙運動用自動車燃料代につき、安芸市議会議員及び安芸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和 8 年 8 月 〇 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
〇〇石油(株) 代表取締役 〇〇 〇〇
安芸市〇〇丁目×番×号
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
小型乗用自動車
高知 〇〇 ■ 〇〇〇〇

4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	0 円	0 円
今回の購入金額(b)	36,750 円	36,750 円
燃料代計(a)+(b)	36,750 円	36,750 円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から安芸市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。
- ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

その1

選挙運動用自動車使用証明書

(自動車)

※候補者 ⇒ 業者等

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 8 月 31 日

令和 8 年 8 月 30 日執行

市議会議員
市長

選挙

候補者 安芸 太郎

※最終使用日以降の日付を記載

※(戸籍名)署名または記名押印

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください。)	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2 左に掲げる場合以 外的場合
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏名	株式会社 ○○○○ (または (株) ○○レンタカー) 代表取締役 ○○ ○○ ○○市○○ ×× 番地	
車種及び自動車登録番号又 は車両番号	運送等年月日	運送等金額
小型乗用自動車 高知○○ ■ ○○○○	令和8年8月23日 ～令和8年8月29日	350,000円 または (105,000円)
		備考
		50,000円×7 日 または (15,000円× 7日)

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が安芸市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、安芸市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
(2) (1)以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、安芸市に支払を請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書

(燃料)

※候補者 ⇒ 業者等

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 8 月 31 日

令和 8 年 8 月 30 日執行

市議会議員

選挙

市長

候補者

安芸 太郎

※最終使用日以降の日付を記載

※(戸籍名)署名または記名押印

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和8年8月23日	高知〇〇 ■ 〇〇〇〇	20 リットル	3,500円	
令和8年8月24日	〃	20 リット	3,500円	
令和8年8月25日	〃	20 リット	3,500円	
令和8年8月26日	〃	20 リット	3,500円	
令和8年8月27日	〃	20 リット	3,500円	
令和8年8月28日	〃	20 リット	3,500円	
令和8年8月29日	〃	20 リット	3,500円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が安芸市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、安芸市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された金額までです。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は。この限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書

(運転手)

※候補者 ⇒ 業者等

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 8 月 31 日

令和 8 年 8 月 30 日執行

市議会議員

選挙

市長

候補者

安芸 太郎

※最終使用日以降の日付を記載

※(戸籍名)署名または記名押印

記

運転手の氏名及び住所		
雇用年月日	報酬の額	備考
令和8年8月23日	12,000円	
令和8年8月24日	12,000円	
令和8年8月25日	12,000円	
令和8年8月26日	12,000円	
令和8年8月27日	12,000円	
令和8年8月28日	12,000円	
令和8年8月29日	12,000円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が安芸市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、安芸市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて 12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、安芸市に支払を請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

請 求 書 (記載例)
(選挙運動用自動車の使用)

安芸市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

契約書と同じ印を押印
〇〇市〇〇 ×× 番地
株式会社 〇〇〇〇
((株) 〇〇レンタカー)
代表取締役 〇〇 〇〇 印

安芸市議会議員及び安芸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 8 年 9 月 〇 日

記

- 1 請求金額 円
2 内訳
別紙請求内訳書のとおり

← (別紙その1又はその2①、②、③の請求金額の計)

- 3 令和 8 年 8 月 30 日執行 市議会議員 選挙
4 候補者の氏名 安芸 太郎

- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇 銀行	本・支店名	〇〇 支店
預金種別	普通	口座番号	××××××××
ふりがな	かぶしきがいしゃ 〇〇〇〇〇〇〇〇		
口座名	か) 〇〇〇〇〇〇〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、安芸市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別紙(その1)

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年8月23日	円 台 円 50,000×1=50,000	円 台 円 64,500×1=64,500	50,000円	
令和8年8月24日	円 台 円 50,000×1=50,000	円 台 円 64,500×1=64,500	50,000円	
令和8年8月25日	円 台 円 50,000×1=50,000	円 台 円 64,500×1=64,500	50,000円	
令和8年8月26日	円 台 円 50,000×1=50,000	円 台 円 64,500×1=64,500	50,000円	
令和8年8月27日	円 台 円 50,000×1=50,000	円 台 円 64,500×1=64,500	50,000円	
令和8年8月28日	円 台 円 50,000×1=50,000	円 台 円 64,500×1=64,500	50,000円	
令和8年8月29日	円 台 円 50,000×1=50,000	円 台 円 64,500×1=64,500	50,000円	
計			350,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別紙(その2)

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

① 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年8月23日	円 台 円 15,000×1=15,000	円 台 円 16,100×1=16,100	15,000円	
令和8年8月24日	円 台 円 15,000×1=15,000	円 台 円 16,100×1=16,100	15,000円	
令和8年8月25日	円 台 円 15,000×1=15,000	円 台 円 16,100×1=16,100	15,000円	
令和8年8月26日	円 台 円 15,000×1=15,000	円 台 円 16,100×1=16,100	15,000円	
令和8年8月27日	円 台 円 15,000×1=15,000	円 台 円 16,100×1=16,100	15,000円	
令和8年8月28日	円 台 円 15,000×1=15,000	円 台 円 16,100×1=16,100	15,000円	
令和8年8月29日	円 台 円 15,000×1=15,000	円 台 円 16,100×1=16,100	15,000円	
計			105,000円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

② 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年8月23日	高知〇〇■〇〇〇〇	円 0 円 175×20 =3,500			
令和8年8月24日	"	円 0 円 175×20 =3,500			
令和8年8月25日	"	円 0 円 175×20 =3,500			
令和8年8月26日	"	円 0 円 175×20 =3,500			
令和8年8月27日	"	円 0 円 175×20 =3,500			
令和8年8月28日	"	円 0 円 175×20 =3,500			
令和8年8月29日	"	円 0 円 175×20 =3,500			
計		24,500円	53,900円	24,500円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

③ 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年8月23日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和8年8月24日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和8年8月25日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和8年8月26日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和8年8月27日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和8年8月28日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和8年8月29日	12,000円	12,500円	12,000円	
計			84,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。